

田沼氏、武鑑系図に源姓と有り、本文に記る趣にては藤姓なり、但し源姓にも同称有や、此事不審さに友人に語る、友人和鑿云、此の事先年紀州の士に聞し事有り、田沼元は菅沼なりしを、故有て田代氏の一字を貰ひ、田沼と改めぬと云り、其事実審なるに至ては、紀州の士へ尋問して重て告んと云り。是を以て想ふに菅沼は清和源氏なれば、武鑑に源姓と記るも拠有る歟、然るに中頃より田沼を称せらるゝに仍り、田沼の系図を求めしにや。

竜助横死の説前に記せり、此度の被仰渡を以て見れば、前に記るは虚説なるべし、但し密説には、右横死を包隠して、窃に竜助を被拵しとも云へり。虚実不分明。

落書あまたの内、

世の中を妖して尻を結ばねば今はたぬまをたぬきとぞいふ

抑国初爾来、君寵を得たる人、神祖台徳公御両代には、本多佐渡守正信、同上野介正純、正純に至て故有て御勅氣を蒙り配流せらる、大猷公の御時、堀田加賀守正盛、公薨去の時殉死。敵有公には、後記に残る程の寵臣なし、常憲公には、松平美濃守吉保、文昭公には、間部越前守詮房、有章公は御幼主なれば同く詮房を用らる、有徳公には、格別の寵臣なし。紀州より御供の内、有馬兵庫頭氏倫、加納遠江守久通、兩人各一万石を賜、中にも遠江守出頭すと雖も、代々の寵臣のごとく政事を委らるゝ程には不及。惇信公は大岡出雲守忠光を用られ、昼夜近すと雖、御側御用人と申計にて、強て国政に不預、浚明公は此田沼意次を強ちに用ひ給ひ、老職を賜、其子山城守意知、若年寄を蒙り父子国政を預り、時を得たる事、往じ松平美濃守の權に近し。在役の間様々の苛政聚斂、一々著るに不遵、然に代々の寵臣御代替りには權を殞され、或は領地替仰付のみにて、家祿減少には不至。本多上野介爾来、御不審を得て、家祿を羨ひしは、此田沼主殿頭計なり、前後二十年の間に、斯く榮枯地を換る事の速なる、將に天の為す所なるべし。

翁 草 卷之百十

田氏罪案

田沼主殿頭意次は、前巻に贅する如く、聚斂奸曲の人なり。表には甚人和有て、諸侯家などへ特に親しく因寄り、其身の登庸を謀下し、自未以下、卑賤凡下の者へも、恟に言をかけ、聊か權勢に誇らぬ様子なり。

諸侯伯之に阿りて、我もくと縁結を望む。仍て侯家に親縁の人余多出たり。其中に土井大炊頭、いまだ嗣子なきを以て、田沼二子を之に托せんの内議有。大炊頭、聽之、不喜して曰、吾が家は祖君格別の由緒有り、今田沼氏時を得たりとて、焉ぞ功もなき新家より嗣子を駕めんやとて諾せられず、是故に大炊頭の首尾、なんとなく宜からず。召て老臣にも仰付らるべき人体なれ共其義なく、京都所司代在役中に卒去せられぬ。又老臣秋元但馬守も、評席にて主殿頭の非論を啓て、大に罵られし事有り、さればにや、夫より無禮御役御免、城地替仰付られぬ。其頃の田沼の勢には敵なかりき。

總して已前の權家は、表に威を逞らして人を恐れしむ。今の權家は、田沼氏に不限、名に遇ふ人々も、至つて柔和にして、夫々への挨拶も丁寧に下主近く、人の思ひ付く様の仕懸なり、是悉く倭より出たる事にて、已前の權高なる方が遙かに増るなるべし。覺に田氏罪案と云もの有り、讀之に一々田沼氏の罪蹟を箇条を挙て、糺明せらるゝの趣なり。是好事の者共の杜撰と見えたり。乍去江府に於ても、之を二十五箇条

と号て専ら流布せる由、実にも其箇条に書る處は事実たるべし、素より公儀に於て、此箇条の品々露顯分明なりと雖、之を表にて御亂明有ては、重刑の人なれば、御前代御取立の寵臣とは云ながら、相当罪せられずんば有べからず、故に其事を含れて、態と亂明に及ばれず、田沼蟄居仰渡されの節、在役中不正の事実、御聽に達すとの御書付の趣にて事済たり。危き場を凌誤せて、嫡孫は新知一万石賜り、〔割註〕此領地翌年に至、御割渡の御沙汰無に仍て、当分の扶助米の事被相願、御米藏より少々相渡候由。其家漸滅せざる事、實ても此上の仕合なるべし、去れば分限格別に滅しぬれば、家士凡二百七十人程、暇を出されぬとかや、日頃の家風誰も知らぬ人もなければ、此浪人共、他家へ抱る人一向になし、定て難儀に及ばんと思ふ處に、主人より銘々に過分に配金して、路頭に立ざる様に勞はられけるとぞ。京都にも、奴婢の者、先年彼家の大部屋に動たるなり、渠が云を聞くに、手人を憐愍せらるゝ事類なし、たとへば寒天早朝登城の折から、供揃有て、已に乗物に乗らんとして、供頭の者を呼び、今朝の寒氣は殊に甚し、供廻りの者、末々下部に至る迄、供先無作法無之様によく為申て、酒を飲せ、下戸は相応に温食を致させて、寒氣を防ぐべし、其間是我等待合居るべしとて、又興へ入られる、依之各酒食を快く整へさせて、其後出仕せられぬとかや。常に斯様に人を勞はられ、聊の事にも褒美を與などして、人を懐けるゝ故に、奴僕の類思ひ付かざる者なし、是併ら語の仁人に非ず、不直より出たる措事なれば、評論に不及。第一此巻頭に書る、君を暗愚に傳立參らせて、己恣に権柄を執んと欲する處、八逆罪に増れる至愚、外数十条の辜を一々挙るに不及、此一条にて大盜の臣たる事明白なり。但主殿頭の才器を測るに、其質小機にして、肝要の治亂の大綱を忘れたるに似たり、其所以は、此風俗超過して極に至らば、天下の變を生ぜん、唯眼前の利漚而已に巧にして、大綱を顧ざるは、最も淺智たるべし。或翁の曰く、今の時勢を考ふるに、仮令變を生ずる共、急に干戈緝くべからず、古今希有の代と成なん、其謂は、諸侯窮困に逼て江都參勤の術尽な

ん、爰に於て奈何ともする事不可、處する所、參勤御免を願ふべし、或は、加、薩、陸の家などの内より此願ひを申立んに、權家より感しつ疎しつ、之を説諭有べし、然れ共孰れに參勤難成由を遮て對んに、公儀に於ても御當惑有べし、叛逆に非れば過瀆に征伐にも及れがたからん、又斯る豪家を除せられん事も容易ならし、又諸侯の室家、人質として在府は古例なれ共、夫は兵軍の動く折柄の事、二百年來御治平の今を以て見れば、大名の室家は、江府住居の物と而已覺えて、聊も人質らしき事はなし、然るを事新敷室家を捉へて、人質郭へも入れまじ、公威を凌ぐとて、平人の如く囚獄にも及れず、豪訴を其儘に差置るゝ様に成なば、天下の牧伯我もくんと之を手本にして出府を止なん、然る時は、干戈は不搖といへ共、往昔應仁の亂後の如く、諸侯は各在國して、御武威直に降すべし、斯上下の礼儀亂れなば、大名恣に我意に募り、江戸の内室をも調養を以て帰國させ、竟には隣國の諍も出来なん、又百姓の一揆の事は、今に於ても折々無きにも非ず、故に公儀にも御用心有て、毎々被仰出品もあれ共、夫よりは、大名の御用心専ら可有之儀なるを、などやらん此義御疎略なる様に見えたり、祖君の御徳化二百年に及ばして、今以て大名公威恐る故にこそ、四海安穩なれ、若右に記る如き世とならば、其處に乘じ、且近世の苛政に窮して諸國に一揆起りなん、其時實ても今の如く、大名公威に従ひなば、之を征せられん事も安かるべし、大名自國に帰り居て、公威に不従時に至、先年の島原一揆の如き強賊起り〔割註〕島原一揆の頃は國初間もなく、天下の士民武徳に服したる折なれば、島原天草切りにて他へ憂らず治りぬ、今若強賊出て公儀の御手に余ると見ば、諸國に余多一揆峰起せん恐ろしく。』なば、之に倣て、國々諸々に一揆峰起して、思ふ儘に國都を侵掠せば、誠に無仏世界と成べし、今海内らはべは穩なる様なれ共、薄皮一重下には、以の外の惡種求しぬれば、さあ口が開や否、天下の一大事なるべし、夫を不顧、自の勝手が能とて、うかくと虐政を行なはるゝ主殿頭こそ不敵なれと、老翁肩を纏て呷きけるが、果して日光の神靈赫々として、今將に三家の

賢公に乗移らせ給ひ、徳川の再興を願し給ふ。先其始白川侯^{七代}に仕を奉られ、国の補佐とし、次に本多弾正少弼^{五十日頃}賢良の聞え有て、埋れ被居しを、白川公の吹拳を以て若年寄に被命、無程御側御用人に被任、此の御役一万五千石の高にては難務、御加増の御沙汰有之を、霜台被固辞に仍り、月々金百両宛、御合力を被下と裁覽承ぬ。此人面体に大成瘡有て、^{癩癧}癩奴なり、侯家の人とは不見、おどけたる人体なり、而るに此御役を蒙りてより、日々御側へ^近近有て、様々の御咄を申上らる、是迄は御側衆已下の面々、御咄を申上らるゝに御面を拝せず、敬服して被申上候処に、此人は威儀を崩して憚りなく、色々雑談を被申上、御退屈なき様に軽口を交て、詰る所が、御学問并に御家の御由緒、御先々様の御事、御譜代并他家の面々有功の噂、近世治乱の御咄、或は賢愚の大將の沙汰等を被申上、上にも面白く思召し是を聞召す。右に準じて御内の面々、我もくと右の類を御咄被申上、其中にもよき御断し申上たる人へは、後日に賞之、卒爾の事申上たる人は、後來を被示、斯ては良君に成せ給はん事必せり、偏に霜台の功大なりと云べし。松平伊豆守二十六歳是又英才の聞え有て、御奏者より直に老臣に被仰付、此面々心を合せて国政をあづかり給はんは、誠に海内洪福、万民の幸甚、難有御代の例なれ。

田沼意誠^{天明八}年病死せらる、贅居の身分なれば、万端相傾葬送杯も密に執行ひけれ共、世人是を聞と等く夥く群りて、悪口大笑取々に法外を働けども、制する事も不克、途中散々の体にて、漸く葬式を勤めしとかや。一旦の威、今の傾壞、寔に栄枯目覺敷、地を換たり、臭名万世に伝へて、子孫の面を掩んこそ薄情けれ。

田氏罪案

申聞候書附

一其方後、若年御側近く相勤、格別家三御慈意^故故許の御^恩恩を以て、結構の身分に候へば、實て寸志を以

て、後々は御先々様御同様御成立ても被為在、上下一統御仁徳を奉感戴候様いかにも心付、諸事御伝教可申上処、左は無く御読書の儀は勿論、本朝古来の義士勇士忠臣諫臣、義論等に懸り候趣、御側向きより御断にも不申上様殿敷制禁申付、譬ば小兒の様に御仕立申上、御政事筋合、夢にも御存知不被渡、天然の御物好計、阿諛を以て付入、追々巧智をめぐらし、近年推挙進達の権家は、大方其方親族の者計にて、其方召仕の妾を願望の嫁とし、度々登城仕らせ、殊に数日逗留の間、莫大の金帛相贈り、内外の親睦を結び置候儀、人口をも不願致方に候、悴事は御奉公年功も無之処、右の巧智を以て、若年寄に經上り候事、是又才徳有之候者格別の事に候得共、闇慮の性質にて、親の權威をかりて、諸家の金銀宝物を貪集、既に佐野某の為に透横死候程の悪行跡、耻辱無比上事に候。其節も愁傷恐懼の顔色少も無之、洪然たる勤方言語に絶し、甚以人情に違ひ候様子にて候、尤其已前より年々権勢相募り、誠に一天下の御政務、其身一人に帰し候に随ひ、総て御俵約と申名目を立、御膳部より初、御召物其外大切の御用不殘金銀而已に相拘はり、自然と^籠籠に相成候、是等は誠に以て冥加悪敷儀に候。扱俵約と申は、聖人の大徳にて、至て亘事に候得共、上々たる人御一人、又は為親身柄の上にてとかく上為君親人の行ひ候處にて候、為臣子者君親の為に仮令に行ひ候儀にては無之候、其上其の俵約と申仕方にては無之、吾輩の筋に候へば、下々より自然と上を奉儀様に成行候。此段文言故俵約表裏不相分、御政道の大事無比上候。夫故追従の諸役人、吾輩の筋を俵約と心得、人の痛に成候ても上へ御利益付候得ば能様に存違、諸事無遠慮興行申候。依之^察察智の者共近年吾輩の筋より甚立身仕、諸大夫に成候者も間々有之候、是等は民の油を絞り上の御仁徳を損候て、不忠不義可申様なき次第に候、吾輩の筋より御代々御伝来の武器等、歳々聊も御手入無き品々数多有之候、是等是其懸の役人、心得有之者は平生歎息に不絶事に候。

一十箇所の火消屋敷は、火事の手当とは乍申、其実は御深慮有之、大切の御役屋敷に候処、御俵約と申名

(オンデマンド版)
日本随筆大成 新装版 第三期 第22巻



2007年10月30日 発行

編者 日本随筆大成編集部
発行者 前田求泰
発行所 株式会社 吉川弘文館
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目2番8号
TEL 03(3813)9151 (代表)
URL <http://www.yoshikawa-k.co.jp/>

印刷・製本 株式会社 デジタルパブリッシングサービス
URL <http://www.d-pub.co.jp/>

©Yoshikawa Kobunkan 1978. AE335
ISBN978-4-642-04135-5 Printed in Japan

図く日本複写権センター委託出版物
本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
複写を希望される場合は、日本複写権センター（03-3401-2382）にご連絡下さい。